富士見市議会議長 田中栄志 様

会派名·代表者 又は無会派議員名 伊勢田幸正

行政視察·研修(政務活動)報告書

下記のとおり、行政視察・研修(政務活動)を実施しましたので、報告いたします。

記

- 1 期 間 令和5年8月16日(水)午後2時から午後3時
- 2 参加者名 伊勢田幸正
- 3 場所(行政視察地·研修場所) 深谷市役所
- 4 調査・研修概要

深谷市職員等公益通報条例について

(1) 視察の経緯

富士見橋通り線をめぐる事件を受けて、公益通報者保護条例の必要栄を感じ、県内で早い時期から条例制定を行っている深谷市へ視察に伺った。この条例で、国の勉強会で講師役を務めるなどした実績がある。

- (2)調査の概要
- ・条例制定の経緯

平成20年に暴力団員による生活保護費約1900万円の不正受給事件が発覚し、第3者委員会による報告を踏まえて、同年12月に再発防止策を 策定し、その中で、透明で公正な公益通報制度を導入することとなり、導入 に至った。

・条例の特徴

富士見市は「要綱」で対応し、対象が「一般職の職員」と特別職の市長・副市長・教育長となり、通報先も市の職員による委員会であるのに対し、深谷市は条例で対応し、対象も公益通報者保護法が対象とする「違法行為」から「不当な行為」まで広げ、対象も市の職員だけでなく、市の事業を受注する業者・そのOBも対象となっている。通報先も市外の弁護士が「行政監察員」として委嘱されている点が違いとしている。

・行政監察員の人選

深谷市の場合は人選にあたり、埼玉弁護士会熊谷支部に推薦を依頼し、「深谷市外に在住し行政分野に明るい方、現在深谷市の公職にない方」を要望している。平成21年から8年間、前任の方が務められ、現職の方は平成29年からお願いしている。上川町の行政不服審査委員を務めるなど行政にも明るい方が選ばれたとのことであった。

・条例周知の取り組み

毎年度開催される契約事務説明会(100~150名が参加)を通じ、市の契約事務担当者、また市の事業を受注する業者(建設業者が主に)に説明を行っているほか、市ホームページへの掲載、職員向けグループウェアでの掲載を行っている

・予算での計上

行政監察員は日額1万3千円の報酬となっており、2件×3日間の6日間分の報酬が計上されているが、近年は執行されることなく終わっている。当初は「通報なし」という報告にも報酬を払っていたが、止めにしたとのことである。

・過去の通報

これまでに5件の通報があるも、うち3件は対象外のものであった。

受理された2件としては、平成25年に市職員への減給処分を非公表にし

ていたものが、公表なった。また平成29年に市の公民館で外部団体の事務局をしていた際のお金の管理について、小型金庫を用意して分ける措置がとられた。

.

5 感想及びまとめ

要綱でなく「条例」とした理由としては「市としての姿勢を示すため」とのことであった。富士見橋通り線の事件をめぐっては、まだ裁判が継続中であるが、疑念を持たれないようにするためにも、条例制定が必要と当職は考える。本テーマで令和5年9月議会での質問を予定しているが、今回の行政視察を活かし、質問に臨みたい。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派又は無会派議員にて 保管